

議 第 6 1 号

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

熊本市軌道条例の一部改正について

熊本市軌道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例

熊本市軌道条例（平成 1 3 年条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 6 号ウを削り、同号エ中「他社自動車等」を「他の事業者の電車及び自動車」に改め、「1 日旅客運賃」の次に「及び 2 4 時間旅客運賃」を加え、「2, 0 0 0 円」を「2, 2 0 0 円」に改め、同号エを同号ウとする。

第 8 条第 1 項第 2 号中「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

電車バス共通の乗車券に係る特殊普通旅客運賃の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市軌道条例（平成 1 3 年条例第 4 6 号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第 1 条～第 4 条 【略】 （運賃の種別等） 第 5 条 運賃の種別及び額は、次のとおりとする。 （1） 普通旅客運賃 ア 大人（中学校又はこれに準ずるものに就学している者以上の者をいう。以下同じ。） 1 8 0 円以内で管理者が定める額 イ 小児（小学校又はこれに準ずるものに就学している者以下の者をいう。以下同じ。） アに規定する運賃の 2 分の 1 の額（その額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを 1 0 円に切り上げる。） （2） 定期旅客運賃 別表に掲げる額の範囲内で管理者が定める額 （3） 回数旅客運賃 大人普通旅客運賃から当該運賃の 1 割以内の額で管理者が定める額を差し引いた額 （4） 団体旅客運賃 基準となる普通旅客運賃から当該運賃の 1 割の額を差し引いた額の範囲内で管理者が定める額 （5） 貸切旅客運賃	第 1 条～第 4 条 【略】 （運賃の種別等） 第 5 条 運賃の種別及び額は、次のとおりとする。 （1） 普通旅客運賃 ア 大人（中学校又はこれに準ずるものに就学している者以上の者をいう。以下同じ。） 1 8 0 円以内で管理者が定める額 イ 小児（小学校又はこれに準ずるものに就学している者以下の者をいう。以下同じ。） アに規定する運賃の 2 分の 1 の額（その額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを 1 0 円に切り上げる。） （2） 定期旅客運賃 別表に掲げる額の範囲内で管理者が定める額 （3） 回数旅客運賃 大人普通旅客運賃から当該運賃の 1 割以内の額で管理者が定める額を差し引いた額 （4） 団体旅客運賃 基準となる普通旅客運賃から当該運賃の 1 割の額を差し引いた額の範囲内で管理者が定める額 （5） 貸切旅客運賃

ア 大人貸切旅客運賃 基準となる大人普通旅客運賃に基づき別に管理者が定める額

イ 小児貸切旅客運賃 基準となる小児普通旅客運賃に基づき別に管理者が定める額

(6) 特殊普通旅客運賃

ア 市電の全区間における１日旅客運賃 大人にあつては１人につき５００円以内、小児にあつては１人につき２５０円以内で管理者が定める額

イ 市電の全区間における２４時間旅客運賃 大人にあつては１人につき６００円以内、小児にあつては１人につき３００円以内で管理者が定める額

【削る】

ウ 市電の全区間並びに他の事業者の電車及び自動車の指定区間又は全区間（当該他の事業者が認めた場合に限る。）における１日旅客運賃及び２４時間旅客運賃 １人につき２, ２００円以内で管理者

ア 大人貸切旅客運賃 基準となる大人普通旅客運賃に基づき別に管理者が定める額

イ 小児貸切旅客運賃 基準となる小児普通旅客運賃に基づき別に管理者が定める額

(6) 特殊普通旅客運賃

ア 市電の全区間における１日旅客運賃 大人にあつては１人につき５００円以内、小児にあつては１人につき２５０円以内で管理者が定める額

イ 市電の全区間における２４時間旅客運賃 大人にあつては１人につき６００円以内、小児にあつては１人につき３００円以内で管理者が定める額

ウ 市電の全区間並びに他の事業者の電車及び自動車（以下「他社自動車等」という。）の指定区間（当該他の事業者が認めた場合に限る。）における１日旅客運賃 １人につき７００円以内で管理者が定める額

エ 市電の全区間並びに他社自動車等の指定区間又は全区間（当該他の事業者が認めた場合に限る。）における１日旅客運賃 _____ １人につき２, ０００円以内で管理者

が定める額
2 管理者が定める方法により乗り継ぎを行う場合は、管理者は、前項第1号の規定にかかわらず、普通旅客運賃を減額することができる。
第6条～第7条 【略】
(運賃の割引)
第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、普通旅客運賃、定期旅客運賃又は団体旅客運賃を5割の範囲内において割引することができる。
(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人
(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までの規定による諸施設により養護又は保護を受けている者及びその付添人
(3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳の交付を受けている者及びその介護人
(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

が定める額
2 管理者が定める方法により乗り継ぎを行う場合は、管理者は、前項第1号の規定にかかわらず、普通旅客運賃を減額することができる。
第6条～第7条 【略】
(運賃の割引)
第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、普通旅客運賃、定期旅客運賃又は団体旅客運賃を5割の範囲内において割引することができる。
(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人
(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までの規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人
(3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳の交付を受けている者及びその介護人
(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 ～ 3 【略】	2 ～ 3 【略】
第 9 条～第14条 【略】	第 9 条～第14条 【略】
附 則 【略】	附 則 【略】
別表 【略】	別表 【略】

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。